

京都市錦林児童館 評価結果報告

＜ I 福祉サービスの基本方針と組織 ＞

I-1 理念・基本方針

【評価項目】 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

	標準項目	評価
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I-1-(1)について

講評
<p>法人の理念・方針については、多様な手段で周知し、浸透を図っています</p> <p>① 法人の理念・基本方針については、ホームページやパンフレットなどに記載されており、利用者や職員の目にふれやすい玄関や事務室などに掲示して、周知を図っています。理念に基づいた、基本姿勢や児童館が目指す活動方針に沿った活動が展開されています。</p> <p>② 地域共生社会推進センター総会や内部研修などの機会を通して、法人として大切にしていること、目指す方向性について説明し、職員の理解が深まるよう促しています。館長からも館内研修や日々のミーティングなどの場でも、職員に伝えられています。</p>

I-2 経営状況の把握

【評価項目】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

	標準項目	評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(児童館)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の	○
---	-----------------------------------------------	---

	現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】I-2-(1)について

講評	
<p>業界・地域の動向把握に努め、より良い事業運営が推進されています。</p> <p>① 法人では、社会福祉事業・各種福祉計画の動向やニーズ、情報を収集しています。把握した内容は、ブロック会議、館長会議にて情報提供、各館の利用者数等の各地域の状況、課題を共有しており、常務理事会に報告し、課題解決に向けた協議がなされています。協議された内容は、職員会議や毎日のミーティングの中で情報共有されています。</p> <p>② 経営状況については、館長が出席する会議にて各事業所の経営状況と人員体制や課題などについて協議し、組織内での連携・協力体制の強化に努めています。</p>	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】I-3-(1) 中・長期(3~5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期(3~5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

	標準項目	評価
1	中・長期(3~5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
2	中・長期(3~5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
3	中・長期(3~5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
4	中・長期(3~5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	○
5	中・長期(3~5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	○

I-3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【評価項目】I-3-(1)について

講評	
<p>より安定した事業運営の実現に向けて、中期経営計画の策定が期待されます</p> <p>① 法人全体の中期経営計画が策定されています。理念・方針に基づいた具体的な目標設定、進捗状況の評価と見直しが行われていますが、介護福祉部門の記載が主体となっているため、今後、児童館部門に関する中期経営計画の策定が望まれます。</p>	

- ② 中期経営計画の下に、各児童館にて事業年間活動計画書を作成しています。年度末には児童館の取組状況をふりかえり、事業報告書にまとめ、法人へ報告・事業評価を経て、課題・改善点があれば、次年度の事業年間活動計画書、活動内容に反映されています。

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】 I-3-(2) について

講評

職員との協議のもとに、事業計画書を作成し、利用者にも周知されています

- ① 法人の中期経営計画の下に、児童館の事業年間活動計画が反映されています。活動方針、年間目標を設定した上で、具体的な取組内容が明示されています。事業年間活動計画書は、館長と職員の協議の下に作成しており、本部の事業総括会議にて評価、定期的な見直し・検討を行っています。年度末には年間事業活動をふりかえり、本部にて成果と課題を抽出し、総括としてまとめられています。課題・改善点については見直しを図り、次年度の事業年間活動計画書に活かされています。事業年間活動計画書・自事業報告書は、法人ホームページにて公表されています。
- ② 児童館の事業年間活動計画は、年度初めに利用者にも取組内容、年間行事予定が周知されており、保護者向けにも説明の機会が設けられています。利用者にも分かりやすく、スライドを用いて説明するなど、理解が得られるよう、創意工夫して伝えられています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】 I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○

4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評

児童館活動の質の向上に向けた、組織的な仕組みが構築されています

- ① 法人の理念・基本方針の下に、各児童館にて事業年間活動計画を館長及び職員と協議の上、作成しています。計画の進捗状況については、日々のミーティングや職員会議などの機会に、業務をふりかえり、確認・見直しを図っています。半期ごとに、法人全体の事業実施状況を事業報告書にまとめ、全職員に共有されています。年度末には、事業総括会議にて全体の事業の総括と評価の上、事業報告書としてまとめ、法人のホームページにて公表しています。課題、改善点については、解決に向けて協議し、次年度の事業活動に活かす仕組みが整備されています。
- ② 定期的に第三者評価を受審しており、審査結果は館長会議にて報告し、課題・改善点などの指摘事項があれば協議を行い、各館の職員会議にて共有され、次年度の計画策定に活かしています。審査結果については、法人のホームページにて公表しています。

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-1 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程 を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-1-(1) について

講評	
<p>守るべき法・規範・倫理を明示し、職員の理解を深める機会が創出されています</p> <p>① 職員が守るべき法・規範・倫理については、毎月コンプライアンス推進会議を開催し、事例共有と再発防止策の検討が行われています。入職時に、法人研修にて守るべきこと、マナー等及び人権尊重などの権利擁護について、学んでいます。毎年、人権研修を通して人権の尊重・権利擁護を学び、自らの業務をふりかえり、見直す機会を設けるとともに、定期的に「職員コンプライアンスチェックシート」を活用した自己チェックを実施しています。法人ではハラスメントに対する内部通報制度を設け、組織的な対策も講じており、職員にも周知されています。</p> <p>② 各児童館にて BCP を策定し、緊急時の行動基準・職員の役割分担が明示されています。BCP に沿った「事故・災害対策実務マニュアル」及び「災害対策ポリシー」を整備し、年間を通じた避難訓練などを計画・実施されており、防災の啓発を推進しています。より実効性の高い内容とするために、定期的な見直しを図っています。</p>	

【評価項目】Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○

3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】II-1-(2) について

講評
<p>職員ひとり一人の資質を向上させる仕組みがあります</p> <p>① 児童館ガイドライン、京都市児童館活動指針の内容を意識した活動を推進しています。館長は、定期的に職員へのヒアリングを行うとともに、日頃からのコミュニケーションの中から職員の意向を汲みとり、意欲向上につなげています。職員の得意なことを見つけて、発揮できる機会をつくることで、職員の自尊心が高められ、自発的な行動とチームワーク力の強化が醸成されています。</p> <p>② 職員の意見により、今年度より他児童館相互での学びの機会として、「児童館職員派遣研修」を導入し、児童館活動の質の向上が図られています。児童館ガイドラインを踏まえ、研修を通しての気づきや今後活かせることなどを報告書としてまとめ、双方の館長及び本部児童福祉部へ提出されています。研修を通して児童館活動の活性化につながっています。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(1) について

講評
<p>組織として、児童館職員対象の人事考課・キャリアパスの整備が期待されます</p> <p>① 法人として人事評価制度ハンドブックを策定し、評価のポイント・スケジュール、各職責など丁寧に説明されていますが、介護福祉分野の職員が対象となっており、児童館職員向けの人事評価制度については、計画・検討中です。今後の児童館職員による人事評価・キャリアパス制度の構築が望まれます。</p> <p>② 法人では人材育成研修制度の手引きを作成し、研修内容・ねらいについて詳しく説明しています。各児童館にて、職員の職責に合わせた研修受講計画を作成し、研修受講後は供覧書を提出、職員に回覧して、重要な点については、職員会議や空き時間に共有し、全職員の能力向上に努めています。法人として期待する職員像について、研修や職員会議などで研鑽する機会を設けるなど、職員のより深い理解が得られるよう働きかけています。また職員の資格取得に関するお祝い金制度も設け、職員の学びの支援にも積極的に取り組んでいます。</p>

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	-
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2) について

講評
<p>働きやすい職場環境を目指して、組織的な体制が整えられています</p> <p>① 館長は職員の就業状況を管理、現状把握に努めており、全体の勤怠状況を取りまとめ、毎月の館長会議にて共有されています。職員の心身の健康状況を把握するために、定期的にストレスチェックを実施し、分析・検証が行われています。法人として内部通報制度を整備し、人材マネジメント室と外部の専門相談員の通報窓口が設置さ</p>

れています。

- ② 福利厚生制度として、毎年レクリエーションを厚生会にて企画し、法人全体職員との交流・コミュニケーションの機会が創出されています。各種休暇制度、ライフサポートを導入するなど、法人として働きやすい職場環境づくりを積極的に取り組んでいます。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	-
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	-

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3) について

講評

職員ひとり一人の資質向上を働きかける仕組みが、組織的に構築されています

- ① 職員は、年 1 回、日常業務をふりかえり、自己評価・目標設定する「能力発見シート」を作成し、館長の面談が行われています。館長は、職員の意向と目標を把握した上で、次の活動へつなげる助言を行い、モチベーションアップを働きかけています。
- ② 職員の人材育成として、階層別研修制度を導入し、職員の段階に応じた研修受講が計画されています。また行

政、他団体主催の外部研修にも積極的に参加を促しており、資格取得も奨励されています。研修受講後は、供覧書を作成、提出するとともに履修した内容を他の職員にも共有することで、児童館活動の底上げ、質の向上がなっています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4) について

講評

未来を担う人材育成にも、積極的に取り組む体制が整えられています

① 次世代育成の取組みとして、中・高校生の職場体験をはじめ、近隣の大学より実習生を受け入れています。「児童館のための実習受け入れマニュアル」を整備し、学生の学びへの支援にも積極的に取り組んでいます。実習生教育担当者は、実習記録を作成し、館長・法人へ報告されています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人（児童館）の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○

4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○
---	-------------------------------------------	---

【評価項目】 II-3-(1) について

講評

経営の透明性を確保し、適切な事業運営が行われています

- ① 法人の理念・基本方針や財務状況、決算報告、事業計画、事業報告については、法人ホームページにて公表されています。児童館活動を地域の方に知っていただくために、パンフレット・チラシをはじめ SNS を活用するなど、多様な手段での広報活動が展開されています。それぞれの媒体の特性に応じた見せ方や掲載のタイミングなどを研究し、閲覧状況を分析・検証が行われています。法人情報誌「アソシエ」では、法人の魅力、事業内容や地域との連携の取組みなどを掲載し、職員及び関係機関に配布されています。社内外に発信することで、経営の透明化と地域に開かれた運営に取り組んでいます。
- ② 内部監査や外部監査法人による監査を受審しており、監査結果により改善点があれば見直しを図り、法人に報告されています。また京都市の書面監査、実地指導監査も受審し、指摘事項については速やかな改善に努めています。監査報告書についても、法人ホームページにて公表しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(1) について

講評

地域の児童厚生員のリーダーとして、広く社会に働きかけられています

- ① 法人として、地域のニーズに応じたサービス提供と地域の人とのつながりを大切にした事業展開を示し、地域福祉

の向上を目指した活動を積極的に取り組んでいます。自治連合会や企業・関連団体などの共催事業や学校運営委員会への参画、児童館からの授業の提供など、さまざまな連携、協働が進められています。地域活動に積極的に参加することで、地域の方から「子どものことなら児童館」と言ってもらえる存在を目指しています。

- ② 地域の高齢者や高校生がボランティアに参加しやすい環境づくりとして「ボランティアの心得」を備え、ボランティアに活動の上、配慮してもらいたいことを、担当職員より説明しています。活動後には「ふりかえりシート」にて気づき・感想などを記入、提出してもらい、職員に共有されています。また不登校や社会とのかかわりが苦手な中高生の居場所、活躍の場としてのボランティア育成にも積極的に取り組んでいます。

【評価項目】 II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(2) について

講評
<p>地域のつながりを大切にして、地域力アップにも貢献されています</p> <p>① 自治連合会の会議、地域の子育て支援ネットワーク会議、関係団体の連絡会、基幹ステーション会議などの参加を通して、地域の情報や動向・ニーズの収集を把握し、共通課題については、解決に向けて取り組んでいます。把握した内容は職員に共有し、児童館運営に活かしています。</p> <p>② 毎月、児童館だよりを地域の関係団体をはじめ、保育園、幼稚園や小・中学校への配布と地域の役員宅へ直接訪問し手渡しするなど、地域との日常的なつながりを大切にしています。</p>

【評価項目】 II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人(児童館)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(3) について

講評

地域のニーズを把握し、地域コミュニティを構成する多様な主体と連携・協働を推進しています

- ① 地域共生社会を推進する取組みとして、法人内に「地域共生社会推進センター」を設置し、各地域共生社会実現に向けて、地域の人と団体・企業などとのつなぎ役となり、さまざまな事業が展開されています。地域との連携による活動、地域子育て支援機関ステーションのネットワーク会議の主催や自治連合会、民生児童委員会などの会合にも出席し、地域の状況やニーズ、課題を把握し、共有に努めています。
- ② 「妊娠前からの切れ目のない支援」を児童館の活動方針として掲げ、プレママ・パパ～中高生世代までの幅広い世代を対象とした包括的な支援の取組みを推進しています。地域の子育て拠点として、各世代向けの活動や多世代の交流の場づくりを、地域の民生児童委員・主任児童委員や民生協議会、社会福祉協議会による子育て支援事業にも協力しています。多様な立場の方が子育て支援に関わることで、地域ぐるみの子どもの見守りと育成が行われています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) について

講評	
<p>利用者の尊重と基本的人権に配慮した運営体制に取り組んでいます</p> <p>① 法人共通の倫理要綱と行動規範を定め、子どもの権利に知る機会として、インフォメーションや掲示物にて周知するとともに、法人にて「人権擁護及び虐待の防止のための研修」の開催及び各館で人権研修を実施するなど、職員の理解を深める仕組みがあります。法人では、不適切な支援の発生を未然に防ぐために、虐待等防止委員会を設置し、通報マニュアルの整備及び体制が構築されています。</p> <p>② 「子どもの最善の利益」のもとに、子どもの意見を尊重する取り組みとして、館内では子どもの気持ちを表現できる場が提供されています。職員は、日頃より子どもたちが自発的に取り組めるよう声掛け、活動のきっかけづくりをすることで、子どもの自立支援につながっています。</p> <p>③ 利用者のプライバシー保護について「個人情報の保護に関する基本方針について」文書を掲示するとともに、「個人情報保護規則及び個人情報保護事務取扱要綱」を定め、職員に周知されています。</p>	

【評価項目】 Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○

3	児童館の利用希望者については、個別にでない説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(2) について

講評
<p>地域の子育て支援の拠点として、さまざまなニーズに対応できる体制が整えられています</p> <p>① 法人及び児童館の紹介・活動内容については、ホームページや各種パンフレットなどを通して、写真やイラストなどを使い、利用者にも分かりやすい内容で丁寧に伝えられています。またSNSを活用した情報発信では、デザインの構成や見せ方などにも工夫が施されています。初めて利用される方には、児童館の見学やさまざまな活動の体験ができるよう整備されています。</p>

【評価項目】Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	—
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	—
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(3) について

講評
<p>多様な手段で利用者の意見や意向を把握し、反映する仕組みがあります</p> <p>① 行事の参加者と保護者向けのアンケートの実施し、館内には「意見箱」を設置し、収集した意見を参考に、次年度の活動計画に反映されています。運営協議会は設置されていないが、日頃より自治連合会や民生協議会、地域の団体などとの交流を通じて意見聴取を行い、児童館運営の改善に努めています。</p>

【評価項目】Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○

2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(4) について

講評
<p>利用者の苦情・相談に対して、適切に対応する体制が整えられています</p> <p>① 苦情解決の体制について、多様な方法で利用者が意見を述べられるよう受付窓口を設置し、ホームページやパンフレット、おたよりを通して周知されています。対応マニュアルの下に、収集した内容を記録・保管し、職員会議で協議の上、法人へ報告、解決に向けて速やかに対応されています。苦情内容、改善・解決結果については、ホームページに公表し、今後の運営に活かす仕組みがあります。</p> <p>② 利用者からの意見、相談については、館内のご意見箱の設置とパンフレットやおたよりなどで案内されています。対応マニュアルを整備しており、収集した意見・相談内容については、職員会議にて協議の上、速やかに対応し、フィードバックされています。また年度ごとにマニュアルの見直しを図り、より良い児童館運営に取り組んでいます。</p> <p>③ 職員は、日常の子どもの変化や様子を把握に努め、子ども一人ひとりへの関わり方にも工夫して接しています。子どもたちには、困ったことがあれば先生たちが相談にのってくれる寄り添う姿勢が伝えられています。また子どもの何気ない一言が気になった場合は、館長や職員で共有し、見守り、個別支援が行われています。</p>

【評価項目】Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(5) について

講評
<p>事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆるリスクに対応した体制が構築されています</p> <p>① 災害時の利用者の安全確保を図るために、各児童館にて事業継続計画（BCP）を策定しています。さまざまなリスクに応じた行動フローチャート示した「事故・災害対策実務マニュアル」整備し、職員への周知、理解を促しています。マニュアルが形骸化しないためにも、定期的な防災訓練と地域の消防署、学校などと連携した防災イベントを実施するなど、組織として防災の啓発を推進しています。</p> <p>② 感染症対策として、「児童館における事故・災害対策実務マニュアル」及び「感染症対策ポリシー」を明示し、館内の感染症予防対策にも積極的に取り組んでいます。感染症対策マニュアルに沿った対策を講じるとともに、職</p>

員の意見を聞いて、マニュアルの見直しが図られています。また館内の感染症予防対策として、利用者にも理解が得られる工夫がなされています。

- ③ 事故・ヒヤリハットの場面に遭遇した際は、マニュアルに基づき、事故報告書を作成、法人へ報告しています。事案の共有と分析と検証の検討を行い、再発防止・事故予防に努めています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) について

講評

「京都市児童館活動指針」に基づいた、児童館活動の質の向上に努めています。

- ① 「京都市児童館活動指針」に基づいた児童館運営、活動を推進しています。京都市児童館学童連盟主催の活動指針研究会の参加や活動方針に沿った活動が実施されているか、ふりかえる機会を設けるなど、活動方針の浸透を図り、職員の資質向上に努めています。
- ② 「子ども基本法」の理念である「こどもまんなか社会」を実現するために、子どもの意見の反映や主体性、自主性の尊重を意識した活動が展開されています。館内に意見箱の設置や子どもたちの気持ちを表す場が創出するとともに、日常的に子ども会議を実施し、遊びのルールや行事の企画運営などは、子どもたちが考えて行動できるよう働きかけることで、さまざまな体験を通して、子どもたちの自立心が育まれています。

【評価項目】 Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○

4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評

ICT 導入により、情報の標準化を図り、組織的なセキュリティ対策の強化に努めています。

- ① 日誌や活動報告書などの記録や業務管理、職員間の情報共有については、ICT を活用することで業務効率の向上が図られています。法人では、定期的な館長会議、ブロック会議、事業推進委員会の実施により、事業の横断的な取組みの共有と協議を行われており、各児童館と児童福祉部ではグループウェアを活用した情報共有による標準化を図っています。
- ② 個人情報保護の取扱いについては「個人情報保護規則」を策定し、職員はコンプライアンス研修を受講するとともに、「職員コンプライアンスチェックシート」にて、日常業務のふりかえり、確認ができる仕組みがあります。個人情報・機密情報に関する書類は、書類の保管は事務所内の鍵付きのキャビネットで厳重に管理されています。法人として、パソコン上の機密情報や個人情報は、PW 管理の上、情報漏洩対策に努めています。利用者には、申込書に個人情報の取扱いについて明記し、説明されています。またソーシャルメディア・SNS の活用に伴い、「ソーシャルメディアガイドライン」を策定し、個人情報の保護、セキュリティ対策の下に運用されています。

《児童館の活動内容に関する事項》

1、児童館の施設特性

【評価項目】 1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。	○
2	子どもが遊ぶことができる。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができる。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができる。	○
5	年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 1-(1)について

講評
<p>子どもや子育て中の保護者が安心して交流することができる、居心地の良い場づくりに配慮しています</p> <p>① 設立13年目の本館は、小学校校舎前の道路を挟んだ運動場に設置されています。放課後児童クラブ（以下、児童クラブ）の小学1年生から4年生の登録児童は、各学年の約6割ということもあり、子どもにとって身近な存在です。そのため、自由利用の子どもが友だちを求めて来館する場合でも安心して利用ができる環境です。</p> <p>② 自由利用の子どもや初めて利用の乳幼児親子が来館した際は、職員がすぐに声をかけて歓迎の気持ちを表し、安心して入りやすい雰囲気をつくれます。利用方法などで戸惑うことがないように、パンフレット等を使用しながら、施設の使い方、どんなプログラムがあるか、どんな遊びができるかなどを案内します。また、必要に応じて利用者同士を繋ぐなど居心地の良い場となるよう支援します。</p> <p>③ 登録制のクラブや自由参加の手づくり教室、映画会、駄菓子デーなどの様々なプログラムを実施し、活動を通じて交流が生まれるようにしています。また、日常的にも幅広い年齢の子どもが関わり合っただりする姿が見られます。</p>

【評価項目】 1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができる。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 1-(2)について

講評

地域の子どもの健全育成に向け、児童館の特性の発揮に努めています

- ① 児童館の目標の中で、「様々な人格の出会いの場として、より多くの子どもたちの利用を促し、子どもの心と体の健やかな育ちを援助する」と表明し、児童館の周知にも力を入れています。具体的には、児童館だよりを小学校全員に配布したり、中学校に掲示を依頼したり、ホームページを活用して、子どもや家庭に児童館の活動を知らせるとともに、地域の住民や団体とも積極的に接続し、理解と関係を深めています。小学校に隣接して気軽に来館できるため、小学生の利用が多く、地域の子どもたちにとって心地よい居場所となっています。
- ② 職員は来館者に積極的に声をかけ、いつでも話しかけやすい存在となるよう心がけています。日ごろの何気ないコミュニケーションを通じて信頼関係を築きます。こうした関係により、子どもたちや子育て家庭の保護者からちょっとした困りごとや相談を受けることがあります。その場合は傾聴し、内容によっては助産師や保健師に相談することができる児童館事業を紹介したり、自治体の子どもはぐみ室や児童相談所に連携したりする体制があります。
- ③ 地域との連携によるプログラムを実施して、地域住民の児童館への理解を深めるとともに、地域住民と子どもが交流し、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が醸成されるよう働きかけています。児童館まつりや、駄菓子デーの子どものお店番サポートに民生児童委員に協力していただいたり、地域包括支援センターと連携して、高齢者との交流や認知症サポートの講座を開催したりしています。

【評価項目】 1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1-(3)について

講評

子どもの権利を保障するための職員の学びや、子どもの主体的な遊びの支援などが進められています

- ① 国籍や信教により配慮が必要な場合は、保護者からの意向の聞き取りや話し合いを十分に行い、子どもの対応の際に配慮しています。具体的にはおやつなどの食の材料に配慮が行われています。
- ② 部屋やボールの使い方などは子どもたちのやりたいことや遊びの展開によって変化するため、遊びのルールは納得のいく方法で遊べるよう場面に応じて子どもが話し合って決めることを支援しています。子ども参画の企画や小グループの活動などの子どもが意見を出し合って企画・運営を行う活動もあり、子どもが意見を表明し、主体的に児童館活動に関わるよう進めています。
- ③ 子どもの権利擁護については、京都市児童館学童連盟主催の研修などの受講により確認と意識の醸成を図っています。受講した職員は参加後にレポートを提出、資料とともに回覧して他の職員に共有され、職員全体の学びとしています。日常的にも、「子どもの意見は必ずちゃんと聴く」ことを徹底することになっています。子ども間の気持ちの行き違いや子どもと職員の関わりで気になることがあった際は、その都度ミーティング等で対応を振り返り、協議して改善を図ります。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1) について

講評
<p>子ども一人ひとりの特性を理解して支援を進めるため、面談や事例検討などが行われています</p> <p>① 職員は子どもの発達に関して京都市児童館学童連盟の研修を通じて、計画的に学んでいます。また、日々の活動の中で生じたことを職員間で共有・検討して対応することで経験を積み重ねています。日々のミーティングでの話し合いにより研修での学びと日々の実践が結びつき、職員のスキル向上に繋がっています。</p> <p>② 児童クラブでは、子ども一人ひとりの情報や特性を把握するために、必要に応じて保護者との面談の場面を作り、連携・情報交換をして共に子どもを育成する関係を作っています。子どもの個人記録を録り、個々の特性に応じた支援が提供できるよう日々のミーティングで対応方法を共有するなど、安心して児童クラブを利用してもらう環境づくりを行っています。</p> <p>③ 職員間では、子どもが望む職員との関係性をまずは大切にすることを申し合わせています。子どもとの関係性を重視し、日ごろの積極的なコミュニケーションや遊びを通じて子どもの変化に気づき、信頼関係を築いています。個人の記録を残したり、ミーティングでの情報共有、必要に応じて職員会議での事例検討の実施など、個々の子どもに対する配慮を行っています。</p>

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2) について

講評
<p>子どもが自ら作り出す遊びを尊重することを職員間の共通認識として対応する取組みがあります。</p> <p>① 玩具、工作の道具などはいつでも使えるようになっています。廃材などもストックしており、子どもの発想で自由に工作を楽しむことができます。材料などによっては有限のものもあるため、一定のルールが決められていることもあります。それでも大作を作りたい子どもが職員に交渉することもあり、その結果工作を完成させるなど、子どもが他者と交渉をして成果を出すという社会体験の機会も生じたりしています。</p> <p>② 原則として遊びの制限をせず自由に遊ぶことを保障する方針としていますが、限られたスペースの中で大勢の子</p>

子どもが来館しているため、晴天の日と雨天の日で遊べる玩具を分けている場合があります。一方で、子どもの発案によって遊べる玩具の内容を変えることもあり、子どもの意見を取り入れつつ安全に遊ぶことができる環境をつくっています。

- ③ 職員は、日々のミーティングで子どもの遊び方や活動の様子を共有し、子どもへの関り方の方向性を確認しあっています。時には新しい職員が客観的な視点で子どもの姿を見ることからの気づきにより、子ども対応の変更に活かされることもあるなど、全職員が子どもの自主性・主体性について同じ認識を持って支援ができるように努めています。

【評価項目】 2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもと一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長とその中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-(3) について

講評

様々な年代が入り混じって活動する雰囲気の中で、子どもは主体的に遊んだり活動したりしています

- ① 乳幼児、小学生、中・高校生世代それぞれに合わせた活動や行事を設定して来館を促しています。日常的には午前中の乳幼児親子や、午後の小学生の利用が多い状況ですが、「小学生と遊べるのが良い」と来館する中学生や午後利用する乳幼児親子もいるなど、幅広い年齢が関わり合う温かい雰囲気となっています。
- ② 子どもが様々な活動を楽しみ体験できるよう、ダンスクラブ、おりがみクラブ、将棋クラブなどの多様なクラブ活動を充実させて、子どもが興味関心に応じて選択しています。また、うたっこクラブ、けん玉・こま・切り絵の検定など自由に参加ができる活動もあります。発表や検定のために、楽しみつつも真剣に練習する姿もあり、子どもが努力とその成果として達成感を感じる体験となっています。職員は子どもの思いや得意・不得意を見守り、必要に応じて支援をしています。
- ③ 職員は子どもの日常の遊びや活動の様子、仲間関係、心身の状況などについて記録して、日々のミーティング時などで情報共有して支援しています。特に継続的な対応が必要なケースは、職員は子ども同士の関わり合いに注視し、個別の記録を残してその子どもにとって必要な支援を提供しています。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○

4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○
---	---------------------------------------------------	---

【評価項目】 3-(1)について

講評

乳幼児親子から中・高校生世代までみんなが安心してくつろげる居場所となるよう環境づくりに配慮しています

- ① 乳幼児、小学生、中・高校生世代それぞれに合わせた活動や行事を設定して来館を促しています。日常的には午前中の乳幼児親子や、午後の小学生の利用が多い状況ですが、「小学生と遊べるのが良い」と来館する中学生や午後利用する乳幼児親子もいるなど、幅広い年齢が関わり合う温かい雰囲気となっています。(再掲) 児童クラブ登録児童の利用が多い中でも、職員との何気ないおしゃべりをするために中高生世代の子どもの来館もあり、事務室に出入りしたりすることもあるような相互の信頼関係があります。
- ② 来館者の住所や緊急連絡先などの情報は、年度ごとに初めての来館の際に「利用者票」を持参してもらうことになっています。小学生は保護者に記入していただくことで、保護者にも子どもが児童館を利用していることを把握してもらっています。書式はホームページからダウンロードできるほか、初回に子どもだけで来てしまった場合は、書式を持ち帰ってもらい、次の来館の際に持ってきてもらうルールです。
- ③ 図書室はカーペット敷きにして座卓を置き、寝転んで読書などができる静かに過ごすくつろぎスペースとして設定しています。また図書室の一角をカーテンで一時的に間仕切りができるようにして、おむつ替えや授乳のためのスペースを確保するなど、少ないスペースを小学生も乳幼児子育て家庭も活用できるよう努力しています。

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-(2)について

講評

中・高校生世代のためのプログラム「スタディールーム」が定着してきています

- ① 中・高生世代も他の年代同様に 10 時から利用が可能です。また、小学生と乳幼児親子は 17 時までの利用となっていますが、中・高校生世代は 18 時30分まで利用が可能のため 17 時以降は中・高校生世代の活動場所となるように設定されています。このことを児童館だよりに掲載して発信しています。
- ② 中・高校生世代の専用スペースなどを設けるのが難しい状況ですが、毎週土曜日に「スタディールーム」を設けて中・高校生世代の居場所として機能しています。小学校を卒業しても引き続き繋がりが持てる貴重な場となっています。「スタディールーム」と名づけていますが、子どもたちで遊び企画をしたり、ドリンクサービス付きでクッキングをしたりなどの交流と特別感を楽しむ場面もあります。
- ③ 「スタディールーム」活動を通して中・高校生世代の来館が定着してきており、今後はこの世代の子どもたちが来館しやすくなるよう、プログラムの設定やくつろぎのための備品やスペースの確保が課題だと感じています。

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-(1) 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-(1) について

講評
<p>職員は子どもたちが発信する意見を尊重し、実現するためのサポートを大切に行っています。</p> <p>① 児童館では、子どもたちがやりたい遊びや活動に主体的に取り組むことを基本としています。そのため、遊びや企画の際には子どもたちから出た意見やアイデアを実現したり、生かしたりするように支援します。障害のある子どもには介助ボランティアが寄り添い、その気持ちを代弁したり「振り返りシート」という活動を振り返るシートに子どもの行動を記録したりすることで職員が把握し、困難な課題の場合は職員が共有して対応することができる仕組みです。</p> <p>② 児童館活動の中で、職員の意見が先行してしまったり、子どもへの対応で疑問に感じられたりするような場面があった際は、その対応について職員間で振り返り、検証したりすることで改善を目指し、子どもの主体性を尊重した対応に繋げるように努めています。</p> <p>③ 小学生対象のクラブ活動「生活クラブ」は、子どもたちがやりたいことを考えて企画・実施する、子どもたちの発案による活動です。畑づくりをしたり、自分たちで調べて堆肥づくりに挑んだりなど、子どもたちの間でやりたいことを話し合い、そのための方法を探り活動します。日常の遊びや活動の場面でも子どもの意見、アイデアを生かした活動をサポートすることを大切に支援を行っています。</p>

【評価項目】 4-(2) 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-(2) について

講評
<p>目安箱や子ども会議などの子どもの意見を聴き、実現する機会を積極的に設けています</p> <p>① 利用者が意見や思いを発信する方法は、口頭によるものだけではなくアンケートの実施や目安箱(子どもの意見箱)の設置があります。目安箱は記名でも匿名でもどちらでも良いこととしています。記入された内容は記録に残され、備品の購入や運営・活動の検討に活かされます。</p> <p>② 令和5年度から月1回のペースで子ども会議を実施しています。話し合う内容によって子どもの集まり具合が変わりますが、まずはそのような場で自分たちの意見が発信でき、活動に活かされるということへの「気づき」が大切だと考え定着を図っています。</p>

- ③ 児童館まつりでの「こどものおみせ」や「6年生・中高生コーナー」、「スタディールーム」での6年生の歓迎会は、子どもたちの間から発案されて企画・実施されました。子どもたちが主体的な活動を行うクラブ活動「生活クラブ」は、子どもたちがやりたいことを話し合い活動しています。その過程で生じる様々なことも自分たちで調べたり、工夫したりして活動しています。

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの中で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-（1）について

講評

障害のある子どもや課題対応が必要な子どもに対する配慮と丁寧な支援があります

- ① 障害の有無に関わらず、隔たりなく遊びや活動が行われるのが日常の風景です。子どもの障害の程度や必要性に応じて介助ボランティアを設定することができ、ボランティアは対象の子どもを中心に支援を行い、職員とともに子どもの「やってみたい」気持ちをサポートしています。また、一日の子どもの様子を「振り返りシート」に記入することになっており、子ども同士の関係なども記録され、職員が支援する際の助けとなっています。
- ② 子どもの活動場所に職員を配置し、子ども間の関係の躓きにはすぐに対応します。対応内容は児童館日誌に記録されて職員間の共有が行われます。発達特性により、子ども間の関係の躓きが発生しやすい子どもには、個別に介助ボランティアを設定することで、子ども間の仲立ちをして仲良く遊べるように支援しています。また、ケースによっては、保護者や小学校との連携を行う体制も整えられています。
- ③ 不適切な養育や虐待のような課題が見受けられる際には、小学校や自治体のはぐくみ室、児童相談所との連携により情報共有が行える体制にあります。児童館で遊ぶ姿や地域からの情報などで気になる子どもを児童館が発見することも多く、小学校、児童相談所、放課後デイサービスなどの関係者が集まる会議を児童館発信で行うことも多々あります。

【評価項目】 5-（2） 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-(2)について

講評

配慮を要する子どもの対応は、家庭・学校、その他必要な機関と連携して行う体制です

- ① 児童クラブの活動上での対応が主なケースとなりますが、支援の上で情報共有や相談・検討が必要となった際には、保護者や学校といつでも連絡を取り合うことができる関係ができています。特に保護者とは必要な場合にスムーズに連携が図れるよう、日常の立ち話などで関係性を築くよう努めています。
- ② 特に配慮が必要な子どもの場合は、小学校や出身保育所、自治体はぐくみ室、児童相談所等と連携しています。児童館がリードして会議の調整をするなど、連携の調整役になることもあります。このような個別対応が必要となったケースは継続的な支援が必要なことが多いことから、個別記録を録り、職員間の共有と支援の参考になっています。

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-(1)について

講評

乳幼児親子の様々なニーズに応えるプログラムを設定して子育てを支援しています

- ① 自由に気軽に遊びに立ち寄ることができる広場型事業、登録型の年齢別乳幼児クラブ、子育てに役立つテーマを設けた講座や保護者のリフレッシュを目的とした教室活動、お試して児童館体験ができるプレ乳児クラブなどの多彩なプログラムを定期的に開催しています。このように子どもと保護者の様々なニーズに応えるプログラムを設定して乳幼児親子の来館と交流を促しています。
- ② 月 1 回開催する助産師がベビーマッサージの指導を行う講座は、ベビーマッサージをするだけでなく、子育てについて助産師に気軽に相談ができる場となっています。また、乳幼児クラブや広場活動は親子が交流を深めるとともに職員との信頼関係が作られる場となっています。そのため、参加者は活動の参加の折に職員と話をしたり、気軽に相談したりすることができます。職員は必要に応じて専門機関を紹介したり、繋いだりします。
- ③ 保護者のリフレッシュと交流を目的としたヨガ講座や、「離乳食」や「絵本」をテーマにした子育て講座は、地域の専門家を講師として招いて実施する事業です。また、はぐくみ室やつどいの広場等の協力を得て行われる「はなまる広場」、民生児童委員が主催するサロンに協力するなど、地域の多様な団体やボランティアと保護者が触れ合う機会になっています。

【評価項目】 6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○

2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	-
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6-(2)について

評価

乳幼児保護者は、プログラムに積極的に参加して他の親子や中・高校生世代と関わっています

- ① 乳幼児の子育て支援プログラムの多くは、保護者が手遊びや季節のイベントなどを楽しみながら親子間の交流を深める職員主導型ですが、保護者が他の子どもと関わるような場面を取入れたプログラムを設定することもあります。事業後にはアンケートに回答していただきますが、積極的に意見や感想が書かれます。
- ② 児童館パンフレットに地域交流ふれあい事業として「赤ちゃん親子と中高生のふれあい交流」を表示しています。令和5年は、日ごろから児童館を利用している中・高校生世代を中心に声掛けして、乳幼児クラブメンバーの赤ちゃん和水遊びをして交流しました。職員や保護者の赤ちゃんとの関わり方を真似ながら交流する中・高校生の姿があり、参加した子どもたちからは「かわいかった」「また参加したい」など積極的な声が出ています。また、保護者にとっては、日頃関わりが少ない世代との交流機会となりました。
- ③ 様々な乳幼児親子支援プログラムが設定され、保護者は積極的に参加して他の親子や職員と交流しています。現状では、保護者はこのようなプログラムの受け手となっていますが、現在の運営方法で満足度が高い状況です。児童館の案内パンフレットには「子育てグループのサポート」を明示し、いつでも応援する体制であることを発信しています。今後、保護者の自ら何かやってみたいという気持ちを高めるための具体的な取組みについて検討・実行することは課題と考えています。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1)について

講評

地域住民や関係機関と連携して、子どもが地域住民と交流したり、地域に親しんだりする機会を持っています

- ① 法人の理念に「一人ひとりの`well-being (よりよく生きる)`」が実現できる地域共生社会を目指す」が掲げられており、児童館活動を通じて子どもと地域住民が交流することは重要な取組みの一つです。児童館まつりや防災訓練を地域の方の力をお借りして実施したり、おもてなしプロジェクト、サンプラザプロジェクトといった高齢者との交流機会を持つ事業を展開したりするなど、積極的に地域との交流の機会をつくっています。
- ② 前項①のおもてなしプロジェクトは、高齢者対象の施設を訪問して一緒に遊んだり、クラブ活動の成果を披露したりして交流を深める事業です。サンプラザプロジェクトは、サンタクロースに扮した子どもたちが、一人暮らしの高齢

者の家に手作りプレゼントを届けに行き、歌や得意なことを披露する事業です。この事業には民生委員や地域包括支援センターも関わり、児童館とともに子どもと地域の高齢者を結び付ける役割を担っています。

- ③ 地域で行われるイベントや文化祭でのステージ発表や、まち歩きと手作りマップをつくる行事に参加するなど、積極的に地域に出ていく機会を設けています。こうした活動は、子どもたちの日々のクラブ活動での取り組み成果を披露する場となったり、子どもたちが地域を知り、親しんだりすることに繋がります。また、地域にとっては子どもの健全育成活動に寄与することとなり、相互への良い影響と環境を生む一助となっています。

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-（1） 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	-
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-（1）について

講評

多様なボランティアの活躍の機会が、利用者の様々な体験へと繋がっています

- ① 小学生の夏休みや冬休み中も乳幼児クラブが実施されています。その際に「ちっちゃな先生」と銘打って、小学生がスタッフとして手遊びなどで乳幼児と関わる取り組みがあります。小学生と乳幼児の出会いと交流の機会となっています。また、夏に行った小学生向けの取り組み「水鉄砲で遊ぼう」では、日頃来館している中・高校生世代の子どもがスタッフとして参加し、小学生と交流する姿もありました。
- ② 上記①のような取り組みのほか、児童クラブでは文房具の整理などの様々な役割をポイント制にして、自主的に役割を果たすとポイントが付与されるという制度をつくっています。遊び心を持ちながら、他者の役に立つ経験ができるよう工夫に努めています。
- ③ 近くにある白河総合支援学校との協働事業があります。同校で手づくりしたパン販売、作農している畑での収穫体験、乳幼児クラブでの運動会やクリスマス会の企画や運営など、学校の特徴を生かした関わりがあり、子どもや乳幼児親子の多様な体験の機会となっています。また、大学生ボランティアによる「スタディールーム」での指導やクラブ活動等の遊び支援、ダンスクラブでは高校生が講師となって指導するなど、子どもたちに近い年代のボランティアも活躍し、子どもの憧れの対象となっています。活動後には、次の世代の学生ボランティアに繋げられるよう、職員とふりかえりを行う時間を設けるなど丁寧な対応を心がけています。

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評

安全や衛生管理に配慮し、子どもたち自身も意識できるような見やすい掲示や声かけを行っています

- ① 新1年生や初めて利用する子どもには、戸惑うことなく安全に遊べるように設備や遊具の利用方法を説明しています。館内は、色分け表示や簡易な表現のポスター掲示など、子どもたちにわかりやすい表示で利用方法を示しています。遊びの場面で無用なケガに繋がるような危険な行動があった時には、直ちに子どもに声を掛けて注意喚起するなど、子どもたち自身で安全を確保して遊ぶことが身につくよう支援します。乳幼児保護者には、自分自身や子どもを護る意識と知識が身につくよう、警察署や消防署と連携した交通安全教室や AED 体験、救命救急の講座などが実施されています。
- ② 事故・感染症・アレルギーに関するマニュアルを整備し、職員間で確認・共有して安全を期して運営しています。救命救急法や AED の使用方法、防災訓練は消防署との連携により定期的に訓練する機会を持ち、最新の技術・情報に更新できるようにしています。飲食を伴う取組みでは、内容を活動チラシに掲載して、参加申込書にアレルギーの有無の確認欄を設けて事前に把握しています。児童クラブ登録児童は利用申請の際に保護者にアレルギー等の申告をしていただき、確認の上支援しています。おやつ献立表は1週間単位でお渡しして確認をしています。
- ③ 職員は日々の清掃や消毒、換気の状態についてチェックシートで確認して漏れのないようにしています。利用者の手洗いや消毒の励行は、児童館だよりへの掲載、館内掲示、職員の声掛けによって行い、子どもたちの習慣として身につくように努めています。感染症が流行した際の児童館の対応をホームページに記載して知らせています。

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評
<p>日常的に小学校と連携して、行事や子どものことについて情報交換ができる関係があります</p> <p>① 小学校の敷地内にある児童館であることから良好な関係を築きやすい状況です。児童館と小学校の相互のおたより交換や各学年の時間割をいただくことで、行事の情報交換や日程調整を適時行っています。日常的には小学校教頭、教務主任と連携があり、子どもたちの中で特別な事案があった際は、その様子について連絡を取り合うことができる関係があります。また、年1回、クラス担任と子ども一人ひとりについて情報共有する機会を持つことができています。</p> <p>② 児童館の運営や活動の状況は、児童館だよりの小学校全員配布、保育園、中学校等への掲示、地域自治会への配布回覧などにより、積極的に地域に発信しています。また、ホームページにも掲載して広く公開しています。</p>

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	—
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	—
3	運営協議会等は、年間を通して定期的開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	—

【評価項目】 10-(2) について

講評
<p>地域の子どもの関係のネットワークに参加して、よりよい児童館活動に向けて参考にしています</p> <p>① 錦林学区の保育園、幼稚園、小学校、主任児童委員などの子ども関係機関、団体等がメンバーとなっている錦林ネットワーク会議があり、児童館も参加しています。学区内の子どもの現状や課題を話し合う場となっており、児童館運営を検討する際の参考になっています。</p> <p>② 上記ネットワーク会議は定期的には開催されていますが、運営協議会とはなっていません。</p>

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-（1） 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		評価
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-（1）について

講評
<p>放課後児童クラブに在籍する子どもは、日常的に自由来館児童や、地域住民との交流ができる機会があります</p> <p>① 京都市の児童クラブは、京都市児童館及び学童保育所条例、学童クラブ事業実施要項に基づいて、運営されています。</p> <p>② 自由利用の子どもも児童クラブ登録児童も日常的には同じ児童館利用者として一緒に遊んだり、クラブ活動に参加したりして、仲間関係を紡いでいます。</p> <p>③ 地域との関りは自由利用の子どもと同じように、イベントやボランティアとの関係などの中で持つことができます。</p>

総 評

■特に良い点

ポイント1	幅広い年齢の子どもたちが主体的に活動する取組を支援しています
	<p>子どもたちの発案でスタートした「生活クラブ」をはじめとし、「ダンスクラブ」、「おりがみクラブ」、「将棋クラブ」、「あみっこクラブ」、「うたっこクラブ」など子どもたちが集団を形成し、自分たちで考えて活動する取組を支援しています。高校生や大学生ボランティアの参加もあり、幅広い年齢の子どもが交流する機会ともなっています。日頃の活動の成果を児童館まつりや高齢者施設などで発表する機会を設け、子どもたちの達成感や満足感につなげています。</p> <p>また毎週土曜日には小学6年生から中・高生世代の居場所づくりとして「スタディールーム」を実施しています。大学生スタッフがリーダーとなり、勉強だけでなくおかしパーティーやドッジボール大会、ピザ作りなど自分たちでより楽しめるよう活動を工夫しています。また大学生スタッフとのおしゃべりを楽しんだり、悩みを相談するなど、大学生が中高生たちのよきロールモデルとなっています。</p> <p>子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて主体的に活動に関わり、集団のなかで成長していけるよう支援しています。</p>
ポイント2	支援学校や高齢者施設などとの交流を通して子どもたちが地域住民と関わる機会を設けています
	<p>近くの支援学校で手作りされたパンや野菜の販売、学校の畑での収穫体験、乳幼児クラブの運動会やクリスマス会の企画・運営など、支援学校の高校生がアイデアを発揮し、当館で乳幼児親子や地域住民と交流する場を提供しています。また地域包括支援センターと連携して、近隣の高齢者施設を訪れる「おもてなしプロジェクト」や一人暮らしの高齢者宅へクリスマスプレゼントを持って訪問する「サンタプロジェクト」では、子どもたちが得意なことを披露して地域の高齢者と交流する機会を設けています。</p> <p>地域の方に対して児童館の開放的な雰囲気を伝え、多様な人や組織と活動を共にすることで、児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できるようにしています。</p>
ポイント3	ボランティア活動を通して、参加者の主体性を育み、異年齢で交流する機会を設けています
	<p>当館では、中高生や大学生、さらに地域住民をボランティアとして育成しています。「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、子どもと直接ふれあう活動の際は特に当館の方針を理解してもらったうえで参加してもらいます。活動後は、感想や気づいたことなどを振り返りシートに記入してもらい、ボランティアの楽しさと達成感や課題などを職員と共有し、意欲をもって継続的に活動ができるよう支援しています。</p> <p>また小学生が夏休みや冬休みを利用し、乳幼児クラブで「ちっちゃな先生」として、乳幼児親子の活動を手伝ったり、子どもクラブの活動では自分たちでメンバーを集めたり活動内容を決めて進めています。子どもたちが楽しみながら運営に関わり、主体的に活動できるよう取り組んでいます。</p>

■改善が望まれる点

ポイント1	<p>中学校との連携を強化し、居場所を求める中学生の利用の促進と継続的な利用を視野に入れた取組が期待されます</p>
	<p>放課後児童クラブの利用児童が増加したことで、福祉課題のある子どもや家庭の支援も増しているなか、職員は保護者との信頼関係を築き、個別的な対応を丁寧に行っています。中・高生世代に向けても「スタディールーム」などの活動を通して、課題のある子どもを含めた居場所づくりが行われています。中学校との連携をより強化することで、児童館を利用する生徒に関する情報共有だけでなく、潜在的に居場所を求める子どもたちへアプローチできるような取組につながることを考えられます。大学生スタッフや地域ボランティアの協力を得ながら、中・高生世代への継続的な利用を視野に入れた取組が期待されます。</p>
ポイント2	<p>研修制度と人事評価制度が総合的に運用されることにより、職員のモチベーションアップや資質向上へつながる仕組みづくりが期待されます</p>
	<p>法人では人材育成研修制度を策定し、職員の職責に合わせた研修受講計画を策定しています。階層別研修を導入し、職員の段階に応じた研修計画が作成され、外部研修への参加も積極的に促し、自己研鑽の機会が設けられています。一方で、児童館職員向けの人事評価制度の策定は現在、検討中となっています。職責に応じて求められる評価のポイントを明確にし、各職員の学びがキャリアアップにつながることで、一人ひとりのモチベーションや児童館全体の質の向上につながることを期待されます。</p>